西和警察署　速度取締り指針（令和６年上半期）

令和５年12月
奈良県西和警察署

重点路線	重点時間帯	区　　域	規制速度
国道２５号	10:00～14:00／16:00～20:00	斑鳩町龍田地区	指定４０km/h
国道１６８号	10:00～14:00／18:00～22:00	王寺町本町地区	指定５０km/h
県道天理王寺線	12:00～14:00／18:00～20:00	河合町 中山台・高塚台地区	指定５０km/h
県道大和高田斑鳩線	6:00～10:00／16:00～20:00	斑鳩町 興留・目安地区	指定４０・５０km/h

- 重点路線の重点時間帯を中心に、速度取締りを推進します。
- 重点路線以外の路線、時間帯であっても速度取締りを実施します。
- 交通事故発生状況によって、重点路線等を変更することがあります。

西和警察署管内における人身事故発生状況

※比較対象期間：令和4年１月～９月末と令和5年１月～令和5年９月末（※令和5年は概数）

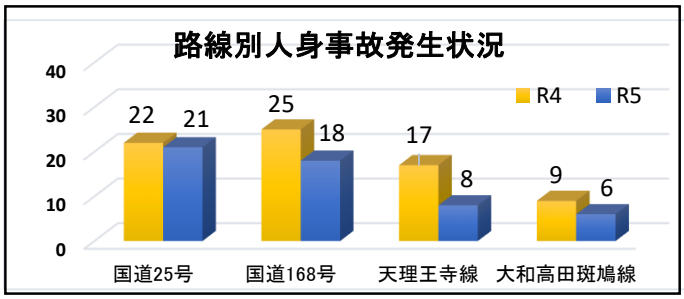

【路線別人身事故発生状況】
取締り重点路線における人身事故の発生状況にあっては、全て前年と比べ減少しており、特に県道天理王寺線での発生は前年同期の約半数となっています。

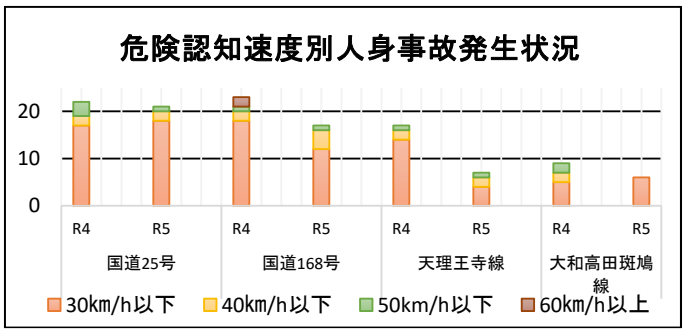

※危険認知速度とは、事故直前に運転者が危険を感じた時の速度を言います。

【危険認知速度別人身事故発生状況】
重点路線で発生した人身事故を危険認知速度別に前年同期比で見ると、低速度（30km/h以下）の事故は－14件、中速度（31km/h以上50km/h以下）の事故は－４件、高速度（51km/h以上）の事故は、－２件となっています。
路線別で見ると、国道168号では高速度の事故の発生が無いものの、中速度の事故が前年同期と比べると増え、事故全体に占める割合が高くなっています。大和高田斑鳩線は、中速度の事故がなくなり、低速度での事故が全てを占めています。

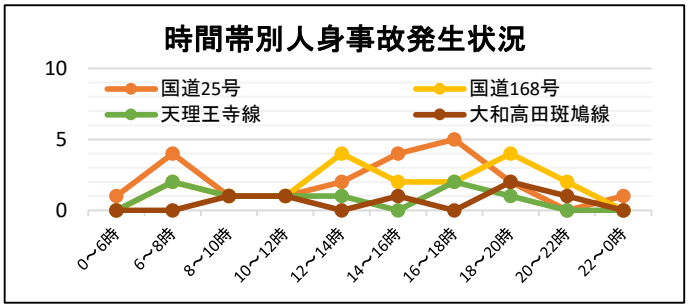

【時間帯別人身事故発生状況】
路線別で人身事故の発生が最も多い時間帯は、
- 国道25号では16時～18時の間
- 国道168号では12時～14時と18時～20時の間
- 天理王寺線では6時～8時と16時～18時の間
- 大和高田斑鳩線は18時～20時の間

となっています

今　後　の　方　針

○　管内における重大事故の発生を抑止するため、重点路線を中心に速度取締りを推進します。
○　地域住民の要望にも応えながら、通学路や生活道路を中心に可搬式速度違反自動取締り装置（通称：可搬式オービス）を活用した速度取締りを推進します。

その他交通指導取締り要点

- 未だ多く潜在している「飲酒運転」「無免許運転」等の悪質・危険運転の取締りを推進します。
- 歩行者の保護を目的に、通学路や駅周辺における通行禁止及び横断歩行者妨害等の取締りを推進します。
- 追突、脇見事故の発生要因の一つである携帯電話使用等の取締りを推進します。
- 悪質・危険な自転車利用者に対する指導取締りを推進するとともに、歩行者に対しても交通ルールの遵守、交通マナーの向上に向けた声掛け（指導）を推進します。